



教 県 第 6 3 1 - 2 号
令和元年10月15日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

ボランティア休暇の取得日数の特例について（通知）

このたびの令和元年台風第19号による被災地での生活関連物資の配布その他の支援活動につきましては、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）第12条第1項第24号に規定するボランティア休暇の対象となりますので、貴管内小中学校等の県費負担教職員への周知をお願いします。

また、ボランティア休暇の取得日数の特例について、別紙1のとおり定めましたので、事務の取扱いを適切に処理するようお願いします。

なお、ボランティア休暇の承認に当たっては、別紙2を踏まえた上で、当該職員に、現地のボランティアセンターに受入れ態勢を確認させるなど、十分な準備を行うよう指導をお願いします。

担 当：県立学校人事課学事担当 鯨井
電 話：048-830-6735

別紙 1

1 概要

規則第12条第1項第24号の特別休暇（ボランティア休暇）の日数は、原則一の年において5日の範囲内であるが、「令和元年台風第19号により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動に参加する場合」については一の年において10日の範囲内とする。

2 実施期間

令和元年10月15日から令和2年3月31日まで

別紙 2

ボランティア休暇の承認に当たっての留意事項

1 対象とする活動

学校職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）

〔被災地における被災者への援助活動〕

（１）地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

〔障害者、高齢者等への援助活動（施設における場合）〕

（２）障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって県教育委員会が人事委員会と協議して定めるものにおける活動

〔障害者、高齢者等への援助活動（居宅における場合）〕

（３）身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

2 期間、取得単位

１の年において５日（県教育委員会が人事委員会と協議して定めるときは、１０日）の範囲内の期間

半日単位の分割取得可

3 給 与

有給（特別休暇）

4 手 続

休暇願の提出と同時に、活動期間、活動場所、活動内容を明らかにするボランティア活動計画書を校長に提出する。

承認の決裁後、各市町村教育委員会教育長に、ボランティア活動計画書の写しを提出すること。

5 その他

ボランティア休暇は、１暦年に５日（又は１０日）の範囲内で付与されるものであるので、毎年１月１日から１２月３１日までの間に５日（又は１０日）の範囲内で取得できる。